

小林市保育料一覧表



令和元年 1 0 月の幼児教育・保育の無償化により新たに 0 円となった階層

ただし、軽減措置（ひとり親等＝ひとり親、障がい児・者のいる世帯、多子軽減）除く

※幼稚園、認定こども園（教育）の利用に係る保育料						
小林市の階層区分			小林市の基準	国の階層区分		国の基準
			1号認定			1号認定
区分	定義		教育標準時間	区分	定義	教育標準時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	第1子	0	第1	生活保護世帯	0
		第2子				
B 0 1	市町村民税非課税世帯	第1子	0	第2	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）	0
		第2子	1,000			
	(上記以外の世帯)	第1子	0			
		第2子	0			
B 0 2	市町村民税所得割非課税世帯	第1子	0	第2	市町村民税所得割非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）	3,000
		第2子	0			
	(上記以外の世帯)	第1子	3,000			
		第2子	0			
C 0 1	市町村民税所得割課税額 48,599円以下	第1子	2,500	第2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	3,000
		第2子	0			
	(上記以外の世帯)	第1子	6,000			
		第2子	3,000			
C 0 2	48,600円以上 77,100円以下	第1子	3,000	第2	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 144,100円未満	10,250
		第2子	0			
	(上記以外の世帯)	第1子	10,000			
		第2子	5,000			
D 0 1	77,101円以上144,100円以下	第1子	14,000	第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500
		第2子	7,000			
D 0 2	144,101円以上211,200円以下	第1子	15,000	第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700
		第2子	7,500			
E 0 1	211,201円以上300,999円以下	第1子	17,000	第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	30,050
		第2子	8,500			
E 0 2	301,000円以上	第1子	20,000	第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	39,400
		第2子	10,000			

・兄弟が幼稚園年少から小学校3年生までの場合、最年長の児童から順に2人目の児童を第2子（保育料半額）、3人目以降の児童を第3子（保育料無料）とします。ただし、兄弟が生計を一にしている場合、B01、B02階層の世帯は最年長（年齢制限なし）から順に2人目以降を第2子（保育料無料）とし、C01、C02階層の世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目を第2子（保育料半額）、3人目以降を第3子（保育料無料）とします。また、兄弟が生計を一にしているひとり親等の世帯の場合、B01からC02階層の世帯は、最年長（年齢制限なし）から順に2人目以降を第2子（保育料無料）とします。

・上記保育料以外に給食費やバス代等の実費負担があります。実費負担分については、各幼稚園・認定こども園に確認してください。

※共通事項

- ・4月から8月までは世帯の前年度の市町村民税額、9月から翌年の3月までは当年度の市町村民税額に基づいて保育料を計算します。
- ・ひとり親等の世帯には、母子世帯、父子世帯、障がい者世帯等が含まれます。
- ・保育料は、在園している保育園、幼稚園、認定こども園に期限内に納付してください。
- ・月途中に保育園・幼稚園・認定こども園を退園した場合でも、1ヶ月分を納付していただきます。
- ・各階層区分の課税額には、税額控除を除いた住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- ・国の基準額は国が定めている保育料ですが、保護者の負担軽減を図るために、小林市の基準を定めて、差額分を小林市が負担しています。
- ・赤字は平成29年度、青文字は平成30年度からの改正内容です。
- ・令和7年9月から第2子の保育料が軽減されています。（国基準第1子の概ね4分の1の額）

※認可保育園、認定こども園（保育）の利用に係る保育料															
小林市の階層区分					小林市の基準				国の階層区分		国の基準				
					2号認定：3歳以上		3号認定：3歳未満				2号認定：3歳以上		3号認定：3歳未満		
各月初日 在籍入所児童の属する世帯の階層区分					保育標準時間 間	保育短時間	保育標準時間 間	保育短時間	区分	定義	保育標準時間 間	保育短時間	保育標準時間 間	保育短時間	
区分	定義														
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				第1子	0	0	0	0	第1	生活保護世帯	0	0	0	0
					第2子										
B	市町村民税非課税世帯	(ひとり親等の世帯)	第1子	0		0	0	第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親等の世帯 上記以外の世帯	0		0		
			第2子												
		(上記以外の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000				6,000	6,00	9,000	9,00	
			第2子	0		0	0				0		0	0	
C 0 1	市町村民税所得割非課税世帯	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000	第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親等の世帯 上記以外の世帯	6,000	6,00	9,000	9,000	
			第2子	0		0	0				0		0	0	
		(上記以外の世帯)	第1子	12,000	11,70	15,000	14,700				0		0	0	
			第2子	6,000	5,85	4,850	4,800				16,500	16,30	19,500	19,300	
C 0 2	市町村民税所得割課税額48,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000	第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親等の世帯 上記以外の世帯	16,500	16,30	19,500	19,300	
			第2子	0		0	0				8,250	8,15	9,750	9,650	
		(上記以外の世帯)	第1子	15,000	14,70	18,000	17,600				7,500	7,35	4,850	4,800	
			第2子	7,500	7,35	4,850	4,800								
D 1	48,600円以上 57,700円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000	第4	77,101円未満	親等の世帯					
			第2子	0		0	0				0		0	0	
		(上記以外の世帯)	第1子	18,000	17,60	22,000	21,500				9,000	8,80	7,500	7,400	
			第2子	9,000	8,80	7,500	7,400								
D 0 1	57,700円以上 61,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000	第4	77,101円未満	親等の世帯					
			第2子	0		0	0				0		0	0	
		(上記以外の世帯)	第1子	18,000	17,60	22,000	21,500				9,000	8,80	7,500	7,400	
			第2子	9,000	8,80	7,500	7,400								
D 0 2	61,600円以上 74,600円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000	第4	77,101円未満	親等の世帯					
			第2子	0		0	0				0		0	0	
		(上記以外の世帯)	第1子	21,000	20,50	24,000	23,500				27,000	26,60	30,000	29,600	
			第2子	10,500	10,25	7,500	7,400								
D 0 3	74,600円以上 77,101円未満	(ひとり親等の世帯)	第1子	5,000	5,00	7,000	7,000	第4	77,101円未満	親等の世帯					
			第2子	0		0	0				0		0	0	
		(上記以外の世帯)	第1子	24,000	23,50	27,000	26,400				27,000	26,60	30,000	29,600	
			第2子	12,000	11,75	7,500	7,400				13,500	13,30	15,000	14,800	
D 0 4	77,101円以上97,000円未満		第1子	24,000	23,50	27,000	26,400		97,000円未満		27,000	26,60	30,000	29,600	
			第2子	12,000	11,75	7,500	7,400				13,500	13,30	15,000	14,800	
E 0 1	97,000円以上121,900円未満		第1子	27,500	26,90	33,000	32,300	第5	169,000円未満		41,500	40,90	44,500	43,900	
			第2子	13,750	13,45	11,100	10,950				20,750	20,45	22,250	21,950	
E 0 2	121,900円以上151,700円未満		第1子	28,000	27,40	38,000	37,200	第5	169,000円未満		41,500	40,90	44,500	43,900	
			第2子	14,000	13,70	11,100	10,950				20,750	20,45	22,250	21,950	
E 0 3	151,700円以上169,000円未満		第1子	30,000	29,40	43,000	42,100	第5	169,000円未満		20,750	20,45	22,250	21,950	
			第2子	15,000	14,70	11,100	10,950				20,750	20,45	22,250	21,950	
F 0 1	169,000円以上205,800円未満		第1子	31,000	30,30	50,000	49,000	第6	301,000円未満		58,000	57,10	61,000	60,100	
			第2子	15,500	15,15	15,250	15,000				29,000	28,55	30,500	30,050	
F 0 2	205,800円以上253,600円未満		第1子	31,500	30,80	54,000	52,900	第6	301,000円未満		58,000	57,10	61,000	60,100	
			第2子	15,750	15,40	15,250	15,000				29,000	28,55	30,500	30,050	
F 0 3	253,600円以上301,000円未満		第1子	32,000	31,30	55,000	53,900	第6	301,000円未満		29,000	28,55	30,500	30,050	
			第2子	16,000	15,65	15,250	15,000				29,000	28,55	30,500	30,050	
G	301,000円以上397,000円未満		第1子	35,500	34,70	60,000	58,800	第7	397,000円未満		77,000	75,80	80,000	78,800	
			第2子	17,750	17,35	20,000	19,700				38,500	37,90	40,000	39,400	
H	397,000円以上		第1子	37,000	36,20	65,000	63,700	第8	397,000円以上		101,000	99,40	104,000	102,400	
			第2子	18,500	18,10	26,000	25,600				50,500	49,50	52,000	51,200	